

MSD健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

## MSD健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

MSD健康保険組合（以下「当健保組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から当健保組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

当健保組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイドラインにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、当健保組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

- 1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。
  - ・ 当健保組合加入時の「被保険者資格取得届」、「被扶養者（異動）届」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、基礎年金番号、報酬月額等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という）」を作成し、当健保組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
  - ・ 「被扶養者（異動）届」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書等の収入等判定書類によって、認定作業を行います。
  - ・ 「被保険者資格喪失届」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分にします。
  - ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
  - ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
  - ・ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、当健保組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。

- ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日等、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日等について、他の保険者等に照会し確認します。
- ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
- ・ 「マスター」の保存・バックアップは健康保険業務システム業者「ユニバーサル・ビジネス・ソリューションズ株式会社」の基幹システムを利用して行っています。
- ・ 当健保組合の適用業務は、「株式会社バリューHR BPOセンター」に処理を委託しています。
- ・ 健診受診申し込み者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを業者「一般財団法人 日本健康文化振興会」および同健診受託業者提携健診機関に渡し、健診結果の送付に利用します。
- ・ 被保険者の特定保健指導およびMSDヘルスアッププログラムの対象者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、メールアドレス、問診内容、健診結果等を業者「一般社団法人 専門医ヘルスケアネットワーク」および「株式会社フィッツプラス」に渡し、保健指導の実施に利用します。
- ・ 被扶養者の特定保健指導およびMSDヘルスアッププログラムの対象者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、メールアドレス、問診内容、健診結果等を業者「一般財団法人 日本健康文化振興会」に渡し、保健指導の実施に利用します。
- ・ 当健保組合広報紙の被保険者への配付について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所データを業者「株式会社サンライフ企画」に渡し、被保険者への送付に利用します。
- ・ 柔道整復療養費について、業者「ガリバー・インターナショナル株式会社」に柔道整復施術療養費支給申請書を渡し、記号番号、氏名、生年月日、施術日数、請求額等をパンチ入力・電子化、および療養費の妥当性チェックに利用します。
- ・ 海外療養費の算定について、業者「一般社団法人 企業福祉・共済統合研究所」に海外受診情報（記号番号、氏名、生年月日、住所、受診医療機関名、受診年月、傷病名、診療に要した費用等）を渡し、療養費支給に利用

します。

- 2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。
  - ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
  - ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
  - ・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整の必要上、他の保険者に「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日等を照会し、給付決定します。
  - ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
  - ・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、給付の決定を行います。
  - ・ 当健保組合の現金給付、現物給付および経理業務は、業者「株式会社バリューHR BPOセンター」に処理を委託しています。
  
- 3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報および紙レセプトを電子化されて請求されたものは、そのものを原本又は画像としデータベース化したものを当健保組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。
  - ・ レセプトデータは、「株式会社バリューHR BPOセンター」が、業務処理コンピューターに取り込んでいます。
  - ・ 取り込んだレセプトデータは、業者「株式会社大正オーディット」に転送し、資格確認をはじめ、突合点検、縦覧点検、海外療養費算定、外傷性疾患負傷原因調査を行い、医療機関から請求されたレセプトの妥当性チェックに利用します。請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。また、第三者行為による負傷については求償業務を代行します。
  - ・ 再審査依頼の中で、資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日等を伝え、確認を取ります。
  - ・ 同様に、高額療養費の支給が予想される患者の公費負担や自治体医療費助成の有無等について、医療機関に確認するため、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日等を伝え、確認を取ります。
  - ・ レセプトデータを医療費分析に用い、当健保組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象

- 者抽出に利用します。
- ・ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
  - ・ レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金）の支給決定を行います。
  - ・ レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。
  - ・ レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
  - ・ レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
  - ・ 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
  - ・ レセプトデータを基に、業者「株式会社法研」に委託し、医療費通知を加入者に通知します。
  - ・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
  - ・ 健保連が実施する高額医療給付の共同事業に申請するため、レセプトコピーとその内容の一部を記載した申請書を健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当に送付し、医療費の助成を受けます。
  - ・ 複数の組合による研修会の事例とするため、個人情報情報を消した上で、教材として用います。
- 4 被保険者の健康診断については、事業主が業者の「株式会社バリューHR」に業務委託して実施します。
- 被扶養者および任意継続被保険者の健康診断については、当健保組合が業者の「一般財団法人 日本健康文化振興会」に業務委託して実施します。
- ・ 結果数値については、受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当健保組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
  - ・ 当健保組合は、事業主との共同事業として、健康診断を実施しており、被保険者の健診結果数値については、原則として全て事業主にも連絡し、双方でそのデータを保有し、被保険者（従業員）の健康管理に役立てていくこととしております。
  - ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。
- 5 その他保健事業の実施について
- ・ 健康講演会の参加者からのご意見等を事業主の健康管理センターと共有し、今後の講演会に役立てます。

- ・ 各保健事業の参加者から提出していただいた写真や感想文に事業所名、名前を付し、広報誌に掲載します。
  - ・ 事業所歯科健診およびネットワーク歯科健診の実施にあたっては、業者「日本歯科衛生協会」に委託しておりますが、加入者が受診を希望する場合は、加入者自身が業者に直接申し込みますので、当健保組合から個人情報提供していません。
  - ・ 禁煙推進のためのタバコフリープログラムの実施にあたっては、業者「禁煙マラソン」、「一般財団法人 日本健康文化振興会」、および「H.U. ウェルネス株式会社」に委託して、申込者の個人情報を各業者に提供しております。禁煙関連書籍に関しては、Amazon ビジネスを使用して、配送しております。
  - ・ 禁煙キャンペーンのニコチンパッチの申込みについては、業者「白石薬品株式会社」に委託しておりますが、加入者がニコチンパッチの使用を希望する場合は、加入者自身が業者に直接申し込みますので、当健保組合から個人情報は提供していません。
  - ・ 被扶養配偶者の郵送健診「スマホ de ドック」の申込みについては、業者「KDDI 株式会社」に委託しておりますが、加入者が「スマホ de ドック」の利用を希望する場合は、加入者自身が業者に直接申し込みますので、当健保組合から個人情報は提供していません。なお、健診結果については業者から当健保組合に提供されます。
  - ・ 家庭用常備薬の配付について、業者「H.U. ウェルネス株式会社」に委託しておりますが、加入者が家庭用常備薬の配付を希望する場合は、加入者自身が業者に直接申し込みますので、当健保組合から個人情報は提供していません。
  - ・ 業者「株式会社法研」の健康ポータルサイト「マイヘルスウェブ」を導入しています。「マイヘルスウェブ」には、加入者の記号、番号、枝番、氏名、生年月日、性別、健康診断結果データ、問診データ、レセプトデータ等を保管して、加入者の健康維持・増進に活用しています。また、利用者本人が入力したメールアドレス、住所、バイタル情報（歩数、体重、血圧等）を管理しています。
  - ・ 肩こり・腰痛・カラダの痛み対策オンラインアプリの「ポケットセラピスト」およびプレゼンティーズム・サーベイについて、業者「株式会社バックテック」に委託しております。サーベイの実施および回答内容の分析については、当該業者が行い、結果を当健保組合に提供されます。
- 6 役職員人事関係データおよび組合会議員名簿、事業所担当者名簿について
- ・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
  - ・ 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。

- ・ 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、人事異動等の際に用います。
- ・ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。
- ・ 事業所担当者名簿については、事業所担当者説明会や健康管理推進委員会、その他個別の業務連絡等に用います。

## 7 特定個人情報について

1. 特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

2. 特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の中で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記1、2における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があり、1、2で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

また、当健保組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去等を行います。

(1) 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、当健保組合の文書管理規程に則り、規定保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

(2) 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、紙の書類は読みとれない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、産業廃棄物処分業者「株式会社クリーンテックサーマル」および収集運搬業者「ハイエスサービス株式会社」に委託し、溶解処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、当健保組合が保有する個人情報については、当健保組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

## 8 匿名加工情報<sup>※</sup>の作成および第三者提供について

当健保組合は、保有する個人情報<sup>※</sup>を匿名加工し、加入者の健康の保持増進、生活習慣病予防等のための保健事業のために利用するほか、第三者の他健保に対するベンチマークサービスの提供および第三者の商品・サービスの充実のために第三者に提供することを目的として利用します。匿名加工情報の提供に当たっては、個人情報保護法に基づき、個人が特定されない形で匿名加工情報を作成しております。

※ 匿名加工情報とは、個人情報を加工して、通常人の判断をもって、個人を特定することができず、かつ、加工する前の個人情報へと戻すことができない状態にした情報のこと。

### (1) 匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目

- 性別
- 生年月
- 医療保険の資格情報（加入時期、脱退時期、本人・家族区分等）
- 診療報酬請求書の情報
- 健診、保健指導の情報

### (2) 匿名加工情報の提供方法

セキュリティが担保された電子的な手段または配送サービスを用いて提供します。

- 当健保組合加入者の健康状態を他組合と比較し、効果的な保健事業を策定することを目的として、当健保組合の保有する健康診断データ、診療報酬明細（レセプト）データ、保健事業データを、Collabo-Health25（CH25）で匿名加工情報に加工し、IQVIA ソリューションズ ジャパン株式会社に提供します。これをもとに集団化された報告書を入手します。
- 当健保組合加入者の健康状態を分析することを目的として、当健保組合の保有する加入者の性別、生年月、医療保険の資格情報（加入時期、脱退時期、本人・家族区分等）、診療報酬請求書の情報、健診、および保健指導の情報を匿名加工情報に加工して、日本生命保険相互会社に提供します。同社のデータ分析サービスにより、分析レポートを入手します。

## 9 文書の保管について

- 文書保存規程に基づき、保存期間が指定された文書については、業者「株式会社NXワンビシアーカイブズ」と情報記録物管理業務委託契約書を締結し、個人情報保護法その他関係法令およびガイドライン等を遵守して保管し、保存期限終了後に廃棄されます。

（令和5年3月13日現在）